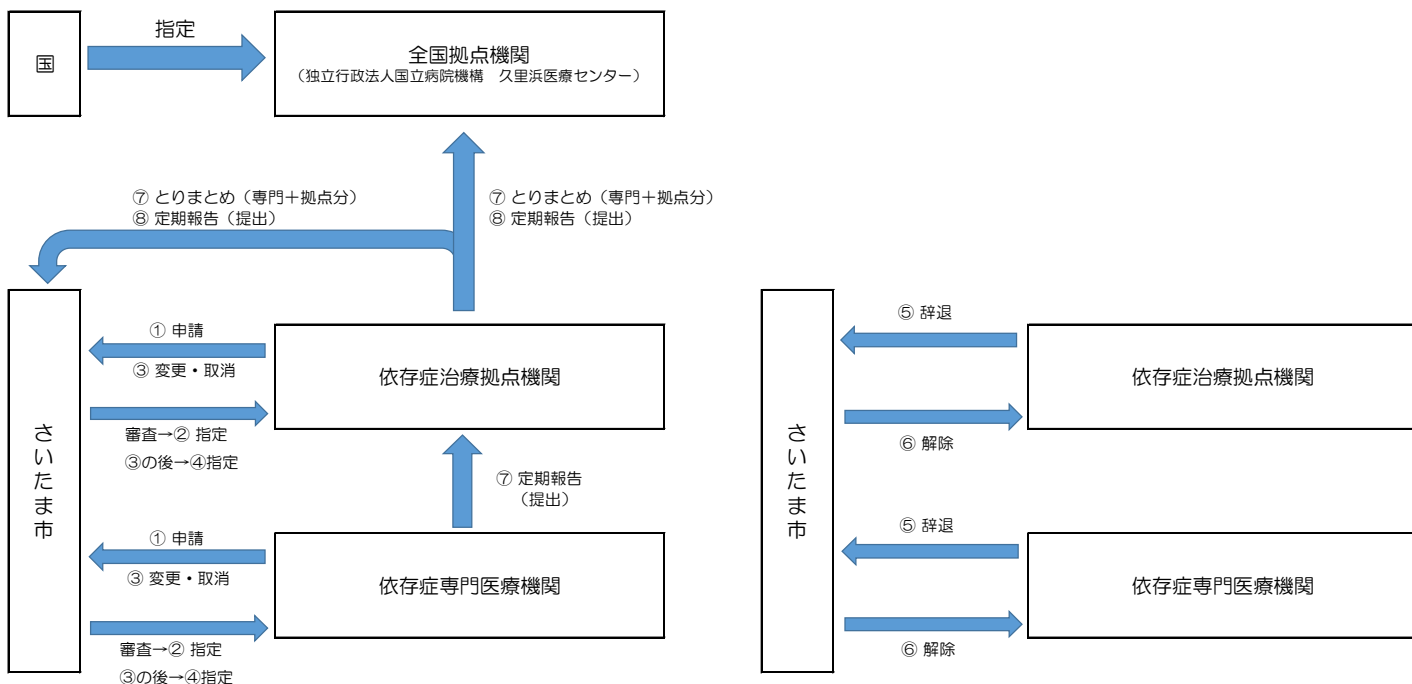


【依存症専門医療機関及び治療拠点機関の指定について】



〔事務処理の流れ〕

指定関係

- ① 様式第1号 (「依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関治療申請書」) 及び、
  - 専門医療機関の場合；様式1-2 (「依存症専門医療機関の指定申請書」)
  - 治療拠点機関の場合；様式1-2、1-3 (「依存症治療拠点機関の指定申請書」)
- ② (4) 様式第2号 (「指定通知書」)
- ③ 様式第3号 (「依存症〔専門医療・治療拠点〕機関の変更・取消届出書」)
- ⑤ 様式第4号 (「依存症〔専門医療・治療拠点〕機関の辞退届出書」)
- ⑥ 様式第5号 (「指定解除通知書」)

定期報告関係

- ⑦ 様式第6号 (「依存症専門医療機関定期報告書」)
- ⑧ 様式第7号 (「依存症治療拠点機関定期報告書」)

※様式第6号、第7号に関しては、専門医療機関は様式6を作成、治療拠点機関は様式6・7を作成し、治療拠点機関が(市内専門医療機関の報告書も含めて)取りまとめて全国拠点機関に報告を行う。

【選定基準】

	項目	内 容	チェック		
依存症専門医療機関の選定基準	(1)	精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。	(有・無)		
	(2)	当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。	(有・無)		
	(3)	当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか1つを修了した医師が1名以上配置され、依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。 ※2職種（医師は必須）が①～③のうちのどれか1つを修了。	Dr	その他職種	
				(看・作・精・心)	
			①アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修 「依存症対策全国拠点期間設置運営事業の実施について」の別紙で定める「依存症治療指導者養成研修」		(看・作・精・心)
			②アルコール健康障害に係る研修 重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修		(看・作・精・心)
	③薬物依存症に係る研修 依存症集団療法の算定対象となる研修		(看・作・精・心)		
(4)	当該保健医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。	(有・無)			
(5)	当該保険医療機関において、依存症関連問題に対し相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ含む）、依存症回復支援機関等と連携して取り組むとともに継続的な連携が図られること。	(有・無)			

	項目	内 容	チェック	
依存症治療拠点機関	(1)	依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の運営が可能であるものであること。	(有・無)	
	(1)	①都道府県等内の依存症専門医療機関の連携拠点として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。活動実績のとりまとめに当たっては、都道府県等と連携を図ること。	(有・無)	
		②都道府県等内において、依存症に関する取り組みの情報発信を行うこと。	(有・無)	
		③都道府県等内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施すること。	(有・無)	
		④当該保険医療機関において、対象疾患全てについて、各々の当該研修を修了した医師が1名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていることを目指す。また、これらの他職種による連携の下で治療にあたる体制が整備されていることが望ましい。	(有・無)	

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について

(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知・別紙)